

保護者の皆様

令和6年10月1日

岡崎市立美合小学校
校長 鈴木 正統

令和6年度 学校における災害対応について（お知らせ）

1 台風等異常気象時の対応について

（1）「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

○児童の登校する以前に岡崎市に暴風警報、暴風雪警報が発表されている場合

- ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。
- イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と
校長や保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。

※イについて、昼食を済ませておく。原則、通学班登校になる。それぞれの班の出発時刻
は、通常の5時間後となる。

※ウについて、保護者が自宅待機と判断する場合は、登校できない旨を学校へ伝える。

○児童の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引渡し等）を迅速に行う。
- イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

（2）「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- ア 学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。
- イ 児童が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。
- ウ 学校周辺及び、児童が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童を校内待機とし下校させない。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

※アイウについては、美川ブロックの学校（美川中、男川小）とも連携を取り、決定する。

2 地震発生時及び「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の岡崎市の学校における授業等の取扱いについて

（1）事前に情報がない状態で地震が発生した場合

- ア 児童生徒が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ア 原則として、通常どおりの教育活動を行う。
- イ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合せ。校外で活動中の場合は、いつでも帰校できる準備をする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- ア 原則として、通常どおりの教育活動を行う。
- イ 校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合せ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるように準備する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ア 児童生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
- イ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
- ウ 部活動については、実施しない。
- エ 学校立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には臨時休校とすることもある。
※安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- ア 通常どおりの教育活動を行う。
- ※土砂災害警戒区域については、学校等の状況に応じて、対応する。

(連絡先 美合小学校 教頭 市川岸江 電話 51-1020)